

各部長
会計管理者
企業局長
下水道局長
議会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
教育局教育総務部長
警察本部総務部長

様

総務部長

埼玉県土木工事設計単価表等の労務単価の改定に伴う契約約款の運用に係る 特例措置等について（通知）

入札及び契約の適正化の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、国の公共工事設計労務単価表、設計業務委託等技術者単価表及び県の土木工事設計単価表等の労務単価（以下、「労務単価」という。）が、改定等により令和8年3月1日から適用されます。

これに伴い、請負代金額等の適正化を図るため、下記のとおり契約約款の運用に係る特例措置及び契約約款第26条第6項の適用について定めましたので通知します。

なお、貴部（局）内の関係各課所については、貴職から周知をお願いします。

また、貴部（局）が所管する法人（県が構成団体となっている特別地方公共団体、地方独立行政法人、地方自治法に基づく指定管理者及び出資法人の指導監督等に関する要綱に基づく指定出資法人）については、貴職から事務の参考として、送付をお願いします。

記

1 特例措置の適用

（1）特例措置の対象

工事又は業務委託（以下「工事等」という。）において、以下の全てに該当するもの

- ・改定前の労務単価（以下「旧労務単価」という。）で予定価格を積算した工事等
- ・令和8年3月1日以降に当初契約する工事等

（2）契約約款の運用

上記（1）の工事等の受注者は、当該契約について、令和8年3月1日から適用される労務単価（以下「新労務単価」という。）を適用した場合の請負代金額、業務委託料及び委託金額（以下「請負代金額等」という。）の変更協議を、契約約款の規定に基づき発注者に請求することができるものとする。

ただし、埼玉県建設工事標準請負契約約款第61条又は同様の規定がある契約約款を

当該契約に適用している工事等に限る。

埼玉県建設工事標準請負契約約款(抜粋)	
第61条	この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(3) 変更後の請負代金額等の算出方法

変更後の請負代金額等＝新予定価格×当初契約の落札率

新予定価格：新労務単価及び当初契約時点の物価等により積算した予定価格に相当する価格

当初契約時点の物価等：令和8年3月1日以降の当初契約日時点の資機材価格など

(4) 対象受注者への周知

発注課所長は、上記1(1)の工事等の落札者に対し、別紙1により本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結してください。

2 埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)の適用

(1) インフレスライド条項の対象

令和8年2月28日以前に契約し、令和8年3月1日以降の基準日から工期が2か月以上残っている工事(ただし、埼玉県建設工事標準請負契約約款を適用して契約している工事に限る。)

(2) 対象受注者への周知

発注課所長は、上記2(1)の工事の受注者に対し、別紙2により埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条第6項(インフレスライド条項)に基づく対応が可能となる場合があることを周知してください。

埼玉県建設工事標準請負契約約款(抜粋)	
第26条第6項	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

担当：入札課 企画・公共調達改革担当
石川、大竹
電話：048-830-2723、2734
E-mail：a2720-02@pref.saitama.lg.jp